

平成 20 年 12 定 建設常任委員会

亀井委員

まずはじめに、急傾斜地の崩壊対策事業の推進についてお尋ねしたいと思います。

この質問については、6月定例会の本委員会において質問をさせていただいたところがありますので、今回質問するかどうか迷ったんですが、今年の8月の豪雨において、相模原市を中心に多くのがけ崩れが発生したということもあり、また今後の局地的な豪雨に対する対策として、県民の生命を直接守るという観点から、より一層事業を推進していただきたいという思いも込めて、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問の大前提として、この急傾斜地崩壊危険区域に指定されるということなんですけれども、その指定の要件、そして指定されたことによる効果について分かりやすく御説明いただけますか。

砂防海岸課長

急傾斜地崩壊危険区域は、現在の国の指定の基準でございますけれども、がけのこう配が30度以上、それからがけ高が5メートル以上、それから保全人家の戸数が5戸以上、これが指定要件でございます。一方、国で言う工事の採択基準がございまして、工事の採択条件では、まず自然がけであること、いわゆる人工的に斜面を造っていないという。それから、がけ高が10メートル以上、それから保全人家の戸数が10戸以上、これが現在国の採択の基準でございます。急傾斜地崩壊危険区域に指定されますと、県で地元の方々の御要望によって、急傾斜地崩壊対策工事ができる、それによりまして人命が保全されるというような、こういった特徴がございます。

亀井委員

次に、急傾斜地崩壊危険区域、その区域に今、要件、効果をおっしゃっていただいたその区域内で、前回に引き続きの質問で大変恐縮ですけれども、相続人の所在が不明であったりとか、実態のない法人の所有地のため連絡がとれないと、あえて向こうから連絡してこないという悪い業者もいるみたいなんですけれども、そういう理由で土地所有者が不在となっている、このがけ地の所有者が不在となっている箇所の対応について、再度現在の状況、直近の状況を教えていただけますか。

砂防海岸課長

まず、この法律を簡単に説明させていただきますと、いわゆる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、私ども急傾斜地法というふうに申し上げておりますけれども、この第9条におきまして、急傾斜地の崩壊危険区域内の土地の所有者は、土地の維持管理について崩壊が生じないように努めなくてはならず、また崩壊により被害を受けるおそれのあるものは、その被害を除去または軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうにされております。

また、県が実施する急傾斜地崩壊対策工事は、急傾斜地法の第12条におきまして、土地所有者などが施工することが困難、または不適當なものを工事する、この困難、不適當というのは、いわゆる技術的ノウハウがない、それから資金面でそんなに多額のお金を持っていない、そのようなことから、困難、不適當という判断がございまして。このために、県は土地所有者などからの要望に基づきまして工事を進めるわけでございますけれども、今、委員お話しのように、土地所有者が不在の場合は、工事に対する要望や了解を得られませんので、所有者が不在の場合、県が一方向的に工事を実施することはできません。この

場合の対応といたしましては、まず土地登記簿調査等から、土地の所有者の推定相続人や権利の継承者などの調査を行いまして、権利者を特定できるか調べることであります。それでも権利者が見付からない場合、民法上の不在者財産管理人制度を利用しまして、工事を実施した例がございます。この具体には、横浜市南区の弘明寺駅北地区におきまして、がけ崩れの発生により被害を受ける可能性のある方が、いわゆる被害を受ける、被る方が、家庭裁判所に不在者管理人の選任の申立てを行いまして、それが裁判所から認められたもので、この場合、選任された不在者財産管理人からの要望に基づきまして、県が工事を実施したと、こういった事例がございます。また、こうした不在地主さんがおられて、現在の中で、県下には10区域がまだこういう未着手な状況の部分がございます。

亀井委員

今、御説明のあった不在者財産管理人制度、これをもう少し詳しく教えていただければと思います。

砂防海岸課長

不在者財産管理人制度は、これは民法上の第25条に規定されておまして、土地所有者が不在であり、財産の管理人も置かれていない場合に、家庭裁判所は利害関係人からの申立てにより、不在者財産管理人を設定することができるという制度でございます。この財産管理人は、不在者の財産を管理するほか、家庭裁判所の許可を得れば、不在者に代わって遺産分割不動産の売却等も行うことができます、こういった制度でございます。利害関係人は、不在者の配偶者、相続人に当たる者とされておりますが、がけの所有者が不在の場合、先ほどの弘明寺駅北地区の事例にもお話しさせていただきましたけれども、そのがけが崩れることによって被害を受ける可能性のある方も、利害関係人として認められております。選任された不在者財産管理人は、家庭裁判所から許可を得た上で、不在者に代わって県に急傾斜地崩壊対策工事の実施要望書を行うことができ、県はその要望に基づき工事を実施することが可能となります。この財産管理人制度の事例として、先ほどの弘明寺駅北地区のほかに、横浜市の金沢区の釜利谷小学校西地区においても、この制度を活用して工事を実施した事例がございます。

亀井委員

ちょっと詳細な質問になって大変恐縮なんですけれども、例えばこのがけによって被害を受ける、がい然性の高い人が、この不在者財産管理人になれるという、裁判所の許可を得てというか、裁判所の認定があってなんでしょうけれども、どうしても嫌だといった場合はどうするんですか。

砂防海岸課長

なかなか難しいと思いますけれども、被害を受ける方が1人しかいないという場合と、中にはがけ下が神奈川県は非常に多くの方がお住まいですので、そういう方々に御相談を県から申し上げまして、できるだけそういう制度を活用した方がスムーズにいった事例もありますので、そういった形を御紹介しながら、お話しさせていただければ、理解をしていただけるのではないかなというふうに私は感じております。どうしても嫌だと言われちゃうと、なかなかこの管理人制度というのは、県が代わってできるものじゃございませんので、ですから直接被害を受ける方という形でなっております。なかなかそこから先にいきますと難しいのかなというふうに感じております。

亀井委員

私の地元でも、結局がけがあったその上でも下でも多くの方が住んでいるので、ちょっとそれが心配で、おまえやれよ、おまえが管理人になれば、みんなで押し付け合ったときに、なり手がいないのではないかなというふうなことをちょっと心配しましたので、お聞きしました。

今の財産管理人制度は、よく理解できたんですけれども、これをしっかりと周知をこれからしていただきたいということをお願いしたいんですけれども、この周知はどのようにやっていただけるのでしょうか。

砂防海岸課長

これまで、先ほどちょっと10区域のお話をさせていただきました。10区域で、今工事が実質的にストップしているわけでございますけれども、また改めまして、今調べている調査の中身が途中で止まっちゃっていますから、もう少し掘り下げをしまして、それでも分からないということでありましたら、私どもで分かりやすいパンフレットなどを作りまして、実際に被害を受ける方々に、例えば町内会であれば町内会長さんを代表に置きまして、直接被害を受けられる方、こういった方にも説明をしながら、何とか理解をいただきながら、財産管理人制度を活用するとスムーズにいきますよという事例も含めながら、丁寧な説明をしながらやっていけば何とか可能なのかなというふうに考えております。

亀井委員

次の質問なんですが、土地収用法ですとか、あとは民法の事務管理的な規定、所有権の取得、悪徳業者もいますから、そういう部分では、土地収用法ですとか、民法上の事務管理みたいな規定で提供できないかなということ、以前お尋ねしたんですが、それについてはいかがですか。

砂防海岸課長

まず、土地収用法の適用の可否につきましては、6月定例会以後、私どもも法律の専門家や国土交通省に見解を伺ってまいりました。法律的には、急傾斜地崩壊対策事業も土地収用法の対象事業としては位置付けられてはおりますけれども、全国的に見ても、今までに、急傾斜地崩壊対策事業について土地収用法を適用した実施例がございません。その理由としましては、最終的には事業認定者、これは国土交通大臣の判断となりますけれども、急傾斜地法の目的が人命の保護であります。これは、急傾斜地法の第1条でございますけれども、この目的を達する手段が、必ずしも工事だけではなく、避難や移転といった手段も物理的には可能であります。ですから、工事の実施に向けて、いわゆるこういった面も含めまして整理する課題が非常に多いという形になってございます。また、仮にですけれども、なる場合にも非常に大規模で明らかに目前にがけ崩れが起こる、私が直接被害を受けると、こういったような場合には可能なのかなというような意見を、国土交通省の担当者から伺ってございます。

それから、次に事務管理でございますけれども、これは民法の697条におきまして、いわゆる義務がないのに他人のために事務を行うこと、事務の内容は相手の利益に適合しなければならぬなどとされております。県が実施する急傾斜地崩壊対策工事は、いわゆる急傾斜地法に基づいて実施するものでありますので、いわゆる義務がなく実施するとはいえない。また、工事を実施することが防災の観点では有益であっても、土地所有者、いわゆる不在者から仮に見れば、例えば土地利用の面からは所有者の利益に適合するとは必ずしもいえないのではないかと、そういった可能性があること、こういったことから、事務管理には当たらないと考えてございます。

亀井委員

最後に、先ほどとちょっと重複しているかもしれませんが、不在者財産管理人制度、これの更なる活用も含めて、今後総合的にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

砂防海岸課長

先ほどの答弁と繰り返しになるところが一部ございますけれども、今後の対応につきましては、登記簿上の土地所有者以外の権利者の調査を、引き続き徹底して進めるとともに、最終的に権利者が見付からない場合には、横浜市内において実績がある財産管理人制度の活用が、今のところ私どもは最も現実的であると考えてございます。ただし、この制度を活用するためには、がけ崩れが発生した場合に被害を受ける方などが利害関係人として不在者の住所地の家庭裁判所、例えば不在者の土地の所有者が登記簿上福岡県という形になりますと、福岡県の家庭裁判所に申出をしなければいけないという難しさもございます。現在、この制度については、よく理解されていない方が非常に多いので、先ほど申しましたけれども、地元の市町とも連携しまして、地域の皆さんにこの制度の内容をよく説明しまして、先ほどのパンフレットなども作りながら説明しまして、この選任への協力を得まして、県が工事を実施することができますよう、更に努力をしていきたいと思っております。

亀井委員

最後に要望ですが、急傾斜地法1条は、先ほど御紹介いただきましたように、県民、国民の生命を保護するんだということをうたっています。また、今のような研究成果をどんどん実行していただかなければ、県の不作為が問われてしまうということも、そういう危険性もあるのではないかなという、老婆心ながらそういうふうに思ったりすることもありますので、その辺のところを踏まえて、積極的にこの対策に関しては推進していただきたいと思いますということを要望して、この質問は終わります。

続きまして、神奈川県福祉の街づくり条例の改正案について、何点かお聞きしたいと思います。

今回の福祉の街づくり条例を一部改正して、バリアフリー新法に基づく委任規定を盛り込むとのことですが、それについて幾つかお伺いします。

先ほど部長からも説明いただいたんですが、この参考資料のところに、バリアフリー新法が書いてあって、次に改正条例が書いてあって、現行条例が書いてある。改正条例は第4章にこれは付け加える形になって、現行条例は第3章としてこのまま残っているわけです。平成8年にこの条例ができて、平成13年に改定している。改定したときに、すごく非常に厳しい条項になっていまして、それが余りにも実効性が担保できないというか、要するに余りにもこれを守れる会社が少なかったものですから、今回の改正になったのではないかなというふうに私は思っているんです。

バリアフリー新法から、今回の改正条例に対して、これから移行というか、改正条例が第4章で、これから一部改正になるわけなんですけれども、これ結構新法よりも厳しい数値が並んでいるなというのは見てとれますが、この厳しい数値に関して、横出し、上乗せに関するような質問になってしまうんですが、神奈川県としてこれだけの厳しい数値を当てはめるというか、条例をつくるということの、その前提となるものは何なのかということ、まずお聞きしたいんです。条例としてこれだけ厳しいものをがつんとやるということになると、例えばその地域の特殊性ですとか、地域性が必要ではないかなと私は思うんですけれども、それ以外の理由等ありましたら教えていただけますか。

県土整備部参事（建築指導調整担当）

まず、県の地域性というか、特色につきましては、6月の常任委員会の際にも申し上げましたけれども、神奈川県は今後20年間に高齢者の比率が10%アップをすると、実数にしまして90万人増えるという、そういう超高齢化社会を迎えるという地域性がございます。それから、今回こういった形で法委任規定を設けることになった背景といたしましては、現行の神奈川県の福祉の街づくり条例で定めておりますより高い水準ではあるんですけども、この水準に対して、先ほど委員の方からも御指摘あったように、遵守率が下がってきたという経緯がございます。そういった中から、バリアフリー新法の法の最低基準で移動円滑化基準というものがあるんですけども、それを横出し、上乘せというか、底上げする形で委任規定を設けまして、少なくともこの遵守率を上げていこうというのが、この条例改正の趣旨ではございます。

亀井委員

次なんですけれども、この条例改正案の策定に当たって、県民の方々から御意見を頂いたということなんですけれども、どんな意見があって、その意見に対してどのように対応したのかを教えてください。

県土整備部参事（建築指導調整担当）

条例改正案に反映をいたしました意見といたしましては、一つには法委任規定の中にも盛り込みました階段の上端への点字ブロックの敷設がございます。また、そのほかには、福祉施設には多様なものがあるので、対象施設に該当する福祉事業所が何なのかを、明確にしてほしいというような意見もございました。この点については、今後施行規則をつくる際に詳細に定めることにしております。

逆に、反映できなかった御意見ですが、法律の最低基準の底上げを意図する法委任規定の条例と、より高い水準を求める現行条例は別にすべきではないかというようなものがございましたが、双方ともにバリアフリー化を進めるという目的趣旨は同じであり、一体的に運用すべきと考えられることから、この御意見については、反映をいたしませんでした。それから、改正案への反映はいたしませんでしたが、今後の施策展開の中で対応をさせていただくことにいたしました御意見としては、法委任規定の対象とならないものは、整備を必要としないように誤解されるのではないかというような意見もございました。これについては、今後条例の内容を正確に理解していただくために、対象となる施設や、法と条例の整備すべき基準を分かりやすく解説する整備ガイドブックの作成を行ってまいりたいと思います。

亀井委員

この理解が私も本当に、第3章と第4章、第4章が追加されたような形になって、非常に分かりにくいなと思ったので、一般の県民には、やはり第4条で罰則規定がある条例が追加されたんですけども、そのもっと厳しい第3章は残っていると、それは努力規定かもしれないけれども、その辺の兼ね合いというのは、結構分かりづらいのではないかなと思うんですよ。ですから、今の御意見を参考にして、分かりやすいガイドライン、ガイドブックをしっかりと作成していただきたいことを要望しておきます。

次なんですけど、今回の条例は、他の自治体の類似した条例と比較した場合に、こういった特色があるのか、これを教えてください。

県土整備部参事（建築指導調整担当）

今回の条例改正案の特色ですが、法委任規定だけでなく、全体の特色という形でお答えをさせていただきたいと思います。大きく4点ございまして、1点目は、ハード部分の強

化ということで、バリアフリー法の委任規定を制定することによりまして、一定の建築物にバリアフリー化を義務付け、より実効性のある取組を行うということでございます。

2点目は、ソフト部分の強化ということで、ユニバーサルデザインの観点に立って条例を見直し、より幅広い方を対象とするとともに、施策実施に当たり障害者の意見の反映に努めるというものでございます。

3点目は、形式的な特色ではございますけれども、ほかの自治体がバリアフリー法の委任条例と、福祉の街づくり条例を別に制定することがある中で、本県では双方をまとめて1本の条例とすることとし、施策の一体化を図りました。

それから、4点目は、条例改正と併せまして、条例の施行規則に、今後つくります施行規則に基づきまして、カラーバリアフリーの取組の強化を予定しているということでございます。このように、ハードとソフトをそれぞれ強化した上で、一体化して取り組むとともに、カラーバリアフリーを強化するなど、幅広い対象者にきめ細かく配慮することで、本県独自の特色ある施策を進めてまいります。

亀井委員

この条例で追加する規定について、適用の除外ですとか、制限の緩和を設けているんですけども、どのような場合に対象になるのか、分かりやすく具体的に教えていただけますか。

県土整備部参事（建築指導調整担当）

法委任規定の適用に当たりましては、施設の利用実態や規模に配慮いたしまして、適用範囲を精査した上で、適用の除外や、制限の緩和を設けております。具体には、トイレにオストメイトの方、人工肛門を付けた方のことですが、オストメイトの方が利用しやすい水洗器具を設置するという規定がございしますが、幼稚園や保育園については、施設の利用者が子供を中心としていることから、設置の義務付け適用を免除することとしております。また、エレベーターの設置に関しましては、小規模施設に配慮いたしまして、1,000平方メートル未満の施設については、同じく設置の義務付け適用を免除することとしております。さらに、あくまでまれな場合として考えているわけですが、法委任規定を適用しなくとも円滑に利用できる場合ということも想定されます。また、施設の利用目的や地形上の理由等でやむを得ず適用できないと認められる場合も想定されますので、制限の緩和ができる規定を設けたところでございます。今後、当該規定については、個々の事例をよく検討しながら判断をしていきたいと思っております。

亀井委員

経過措置の内容なんですけれども、類似の用途間の用途変更、これは法委任規定の対象としないということになっていますから、全くバリアフリーの対応ができていない建築物というか建物がそのまま残ってしまうという危険性はないんですか。

県土整備部参事（建築指導調整担当）

法委任規定では、用途変更につきましては、床面積が2,000平方メートル以上の施設からバリアフリーの基準適合義務を課すこととしております。しかし、既存の施設の場合、新設等でない既存施設を類似の施設に用途変更する場合には、当然類似用途であるがために、大きな建築行為が伴いません。それにもかかわらず、基準適合義務を課すということは、過大な負担を強いることとなりますので、これはバリアフリー法においても基準適合義務の規定を適用していないところでございます。こういったことから、類似の用途間の変更につきましては、法委任規定の適用の対象としないことといたしました。

なお、バリアフリーの対応をしていない既存施設がそのまま残るという心配があるわけですが、バリアフリー法の前身にハートビル法という法律がございまして、これが平成6年に制定されております。また、平成8年には、県の福祉の街づくり条例ができてございまして、比較的新しい既存の施設については、バリアフリー化が進展をしているところがございます。ただ、古い施設については、バリアフリー対応が全くできていないおそれもございまして、これについては既存施設の改修事例などを逐次御紹介していきながら、建築主の自主的な対応を促してまいりたいと考えているところがございます。

亀井委員

最後に要望ですけれども、今後この条例の周知、これをしっかりと徹底していただきたいと、このように思います。条例、来年の10月1日以降に工事着工する物件から新たな条例の対象となりますけれども、例えばその前に建設、設計や建築確認をしなければいけない、そういう申請もしなければいけない、駆け込み申請もあるでしょうから、その対応等含めてしっかりと対応をしていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

次の質問なんですが、カーシェアリングのことについて、これに関連して生活環境の向上等も含めて何点か質問させていただきたいと思います。

昨今、車を所有するのではなくて、必要なときだけ利用するという考え方も徐々に普及してきているのか、最近新聞報道でもそういうのを結構目にします。カーシェアリングは、私自身も過度な自動車利用を抑制するための有効な手段ではないかなというふうに思っておりますので、そういう観点から幾つかお伺いしたいと思うんですが、まずカーシェアリングというのがどういうものなのか、簡単に説明していただきたいのと、また導入したことによるどういうメリットがあるのかをお尋ねします。

交通企画担当課長

カーシェアリングとは、レンタカーのように不特定多数の方が利用するのではございませんで、駐車場等に置かれた1台の自動車を、あらかじめ登録した複数の会員が共同で利用する、そういう新しい利用形態のものを言っております。会社によって多少異なりますけれども、一般的にはインターネットや携帯電話などで予約しますと、最低30分以上、15分単位ぐらいで利用することができます。このカーシェアリングでは、車を財産として所有するのではなくて経費としてとらえるということになりますので、利用するたびにバスやタクシーなどの他の公共交通機関とコスト比較、そういう意識が働きますので、過度な自動車の利用を控え、交通量の抑制、総量の抑制が図られるということで、地球温暖化対策としても大変有効な手段というふうに言われております。かながわ交通計画にも交通需要マネジメントの一つの施策として位置付けまして、普及啓発を進めていくというふうにしております。

亀井委員

本県では、昨年までどのように普及促進に向けて取り組んできたのかを伺います。

交通企画担当課長

平成17年度から、民間事業者によるカーシェアリングの拠点形成、これを支援するために、厚木や相模原土木事務所での公務で利用することと、活用することといたしております。また、国土交通省や市町村の方々、また民間の交通事業者なんかが参加する神奈川県地域交通研究会というのがございまして、そこで県のカーシェアリングの取組などについても情報提供を行ったりしております。また、県のホームページでこうした内容の掲

載をするなどして、普及啓発に取り組んでおります。

亀井委員

取組は分かりましたけれども、実際に県内でどのぐらい普及していますか。

交通企画担当課長

県内では、民間事業者の自主的な努力とか、県のサポートとかいろいろやっております、現在では30箇所近くにまでネットワークが広がりつつあります。

亀井委員

30箇所、どの辺の地域ですか。

交通企画担当課長

30箇所のうち、主に横浜川崎地区が24箇所、その他の地区は6箇所ということで、まだまだ県内全域での拠点という意味では、だれもがどこでも使いやすいという環境ではないというふうに考えております。

亀井委員

この6箇所という、数少ないんですけども、何か問題があるんですか、課題がありますか。課題があるから少ないんでしょう。

交通企画担当課長

カーシェアリングの普及、課題というのは幾つか考えられると思いますが、まず何よりレンタカーというのは非常に皆さんもよく御存じなんですけど、レンタカーなどと異なる車の共同利用という概念そのものが、なかなか認知されていないということが一つあると思います。もう一つ、具体的なものでいいますと、便利な駅の周辺などに駐車場を用意して、そこで皆さんで共同利用ということを図りたいんですけど、駅前などではどちらかというところ駐車場の空きがなくて、そういう場所に拠点を設けることがなかなか難しいという点。さらに、駐車場のオーナーの方が、その駐車場を借りるときに、拠点を確保するために借りるときに、多数の方が24時間昼夜の別なく使うことに対して、かなり抵抗意識があって、なかなかそういう会社に貸してくれない、そういう拠点を確保すること自体がなかなか難しいという点は聞いております。また、何より昨今の県民の価値観の意識の多様化とか、地球環境問題への県民意識の高まりをちゃんととらえて、所有から共有へと、新たなカーライフへの選択肢を増やしていく環境づくりがまだまだ十分ではないというところが課題であるというふうに考えております。

亀井委員

今年度は藤沢土木の裏にも拠点を設けて、そこでも取組を開始したと聞いておるんですけども、今の課題等も含めて、今後どのように取り組んでいくのか、これは啓発活動も含めてなんですけれども、これだけ効果があるものを、今後どのように取り組んでいくのかというのをお尋ねしたいなと思うんですけども。例えば、荒川区は6月から区民がカーシェアリングの利用に必要な初期費用の補助を開始したようなんですけども、本県の方針もこのような補助の観点からも何点かあればお答えいただけますか。

交通企画担当課長

藤沢土木に、今年9月から拠点を設けて、一般の方と共同利用、公務でも使っているん

ですが、そういう利用の仕方を始めております。やはり、土木事務所だけで幾ら頑張っても、ある程度拠点を増やすということには限界がございますので、何よりも市町村の方とかいろんな方々に理解していただいて、皆さん方に共同で利用していただくようなことを働き掛けたいと思っております。先ほどの会議などでも幾らかかって、どれだけメリットがあるかというようなことを、具体的にお知らせして、公務利用を市町村の方々にもやっていただけるように働き掛けを行っているところでございます。

亀井委員

荒川区の補助のような観点からはどうですか。

交通企画担当課長

まだまだそこまでは私どもとしては、今のところ考えておりません。しばらくそういう努力を続けて、そういう機運、県全体でそういう機運を盛り上げるような努力に何より力を注いでいきたいというふうに考えております。

亀井委員

市町村、あと県も含めて、そのような公務での利用をしっかりと啓発していくというふうなことで理解していいんですよね。

交通企画担当課長

今の公務利用をやめてしまうということではなくて、それを継続して続けていきたいと今のところ考えております。

亀井委員

さっきの課題のところ、拠点がなくて、要するに土地をしっかりと確保するというか、車を置く場所がないということをおっしゃっているんですけども、これ例えば、県営住宅の例えば駐車場ですよね、それとか県営住宅じゃなくても市営でもいいですし、あとはマンションの駐車場とかを例えばその拠点にして、県営住宅の人というのは、やっぱり所得が低いから、前回はそうですけども家賃の料金の設定なんかも新たにセットし直すみたいな話にもなっているわけですから、その県営住宅に例えば拠点を設けて、要するに所有よりも共有だと、そっちの方がお金もかからないし、二酸化炭素も出さないんだということであれば、そういう形で啓発していくということも私考えるべきじゃないか、もうそういう時期に来ているのではないかなと思うんですけども、例えば住宅課はどのように考えていますか。

住宅課長

県営住宅の駐車場の活用等のお話でしたが、現在のところ、県営住宅団地におけるカーシェアリングの取組については、今まで検討した経緯はございませんが、県営住宅に限らず、今お話もありましたように民間の団地、住宅団地、マンション等を含めて、どういう活用が考えられるのか、普及に向けた取組、先行事例等がございましたら、その辺も今後参考にしながら、今後の研究課題というふうに考えております。

亀井委員

ちょっと総括的に検討していただきたいなというふうに思って、今日はそれを強調したかったんですけども、というのは、都営住宅なんですけれども、来年の4月に予定される都営住宅の家賃の引上げを1年間先延ばしにするという方針を明らかにした、これは都

議会第4回定例会、9日のときにそのような質問に対する答弁をしたということなんですよ。ですから、県も例えばこれからの料金設定の見直しをするということも含めて、このような都の先行事例というか、都のこのような1年間の先延ばしということも踏まえて、あとカーシェアリングじゃないですけども、家賃収入も滞納していると、駐車場料金も滞納している人が増えてきていると、なおかつ県営住宅とかは特にそうみたいなんですけれども、離婚して所得を下げた上で同居しているというふうなこともあるみたいなんですけれども、全体的なことを含めて、この辺のところはどうでしょうか。

県土整備部参事（県営住宅担当）

東京都ではそういう答弁が昨日なされたというふうに伺っております。9月定例会で委員からも、例えば減免措置について5年間ではなくて、6年間、7年間延ばしたらどうか、あるいは毎年同じ5分の1ずつ上げるのではなくて、下げ幅についてもうちょっと下げたり、上げたり、経済状況等を見て工夫したらどうかというお話を頂きました。今回の東京都の措置というのは、これ減免期間を、経過措置を6年間に延ばす、それから初年度は上げ幅をゼロにするという措置であります。亀井委員から御指摘があった措置の潮流にあるものだというふうに認識しております。

ただ、私どもこういう減免措置ですとか、あるいは家賃全体をどうするかといったことを考えるときに、やっぱり本当に困っている人たちをどうするかということから考えてございます。前回、9月にもお答えいたしましたけれども、家賃減免措置、これは段階的に上げていくというときに、5分の1ずつ上げていくとすると、8,000万かかるんです。1年先送りすると8,000万かかります、そのお金があれば、きちんと特定のところに集中的に減免していく。120億の家賃収入を得ておりますけれども、そのうち約1割、13億はこの家賃減免措置に使ってございます。本当に住宅に困窮されている方、そういった方々にきちんと手当をするという形で、我々予算措置して、いろんな形で困っていらっしゃる方にきちんと対応する。

ただ、委員御指摘ありました、わざと収入を下げ、あるいは家賃を滞納すると、そういったことについては、例えば滞納家賃の方々については弁護士等をお願いしてきちんと対応をする、あるいは生活保護受給者の方々に対しては、代理納付を適用していく、あるいはサービサーといった代金回収業者をお願いする、そういうプロの力を借りて、きちんと家賃は頂くものは頂く、手当すべきところは手当してというような形で、メリハリのある対策を講じてまいりたい、そういうふうに考えてございます。

亀井委員

最後に要望ですけども、戻りますけれども、カーシェアリング等については、県民の一層の普及促進に向けた環境整備にしっかり取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

最後の質問ですが、三浦半島国営公園誘致活動の取組について数点聞きたいと思います。

平成10年度には県と地元4市町及び商工団体等からなる三浦半島国営公園設置期成同盟会を結成しまして、国営公園の実現に向けて国への要望活動などに取り組んでいると承知しておりますが、国営公園制度について、その概要と、全国における国営公園の整備状況を簡単に説明していただけますか。

県土整備部参事（大規模公園担当）

国営公園制度の概要でございますが、国営公園とは国土交通省が所管する都市公園法に基づいて国が設置する都市公園でありまして、国が用地の取得並びに施設の整備と管理を行います。国営公園は、1の都府県の区域を越えた公益の見地から、または国家的な記念

事業や、我が国固有の文化的資産を保全、活用する観点から設置されるものです。現在、国営公園は全国で17箇所計画されており、そのうち16箇所で、公園の全部または一部が供用されております。ちなみに、関東地方整備局管内の1都8県では、国営昭和記念公園や、国営武蔵丘陵森林公園など5箇所で整備されております。

亀井委員

この三浦半島の誘致活動に関しては、期成同盟会を中心に取り組んでいるというふうに聞いておるんですけども、国はこのような活動に対してどのような認識なんですか。

県土整備部参事（大規模公園担当）

平成13年12月に、政府の都市再生プロジェクトに大都市圏における都市環境インフラの再生が位置付けられました。これを踏まえて、平成16年3月には、首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全と、水とみどりのネットワークの形成を目指した首都圏の都市環境インフラのランドデザインが策定されました。この中では、三浦半島につきまして、国県市町等の連携及び役割分担の下で、県の国営公園構想を踏まえ、半島全体の自然環境の保全と活用拠点の設定につきまして検討を行うこととされました。このようなことから、国におきましても三浦半島における緑の重要性、またその保全や活用を図るための国営公園の役割といった点については、一定の認識をいただいているものと考えております。

亀井委員

今お話しいただきましたけれども、それでもやっぱり実現していないという理由は何ですか。

県土整備部参事（大規模公園担当）

誘致が実現していない理由でございますが、要望活動等における国の反応として、国の財政状況が厳しいこと、また17箇所計画されている国営公園のうち、全面開園しているのは1箇所であり、残り16箇所がまだ事業中であることなど、現在国営公園の新規事業化は厳しい時期にあるといった意見を頂いております。また、本年度普及啓発を兼ねた催しの中でアンケート調査を実施しております。この中で、約9割の方が、国営公園誘致におおむね賛成であった一方で、約7割の方が誘致活動を知らないといった回答がございました。まだまだ、県民や市民に対するPRが不足していると感じたところでございます。

亀井委員

最後の質問ですけれども、今後の誘致の見通しなんですけれども、今までかかってなかなか実現しないということもあるんで、これ例えば三浦半島と房総半島は結構近い、位置的にも距離的にも近いですし、歴史的な距離というか、歴史的にも結構密着している、鎌倉幕府の時代から結構そういう形で密着していると聞いていますけれども、これも広域的な、三浦半島も含めて、房総半島も含めた要するに広域的な観点でとらえながら、この三浦半島の国営公園の誘致をしっかりとやっていった方がいいのではないかなと私は思うんですが、この辺はいかがですか。

県土整備部参事（大規模公園担当）

現在事業中の国営公園が今後完成の時期を迎えてくるようになれば、それに応じた新たな国営公園の事業化の可能性も高まってくるとは考えておりますが、広域的な観点を含めまして、期成同盟会を通じまして、国への要望活動を続けるとともに、御指摘の広域的な

観点を踏まえて、三浦半島全体の緑地の保全、あるいは活動に関して関係機関とも情報交換を行いつつ、地元機運の更なる醸成を図ってまいりたいと、このように思っております。

亀井委員

終わります。